

議案第 13 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)の一部改正に伴い、同法を引用する規定において法令名の変更及び条ずれの改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

別表第 12 中「マンション建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第 105 条第 1 項」を「第 163 条の 59 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新				旧			
別表第 12(第 2 条関係) マンションの再生等の円滑化に関する法律関係				別表第 12(第 2 条関係) マンション建替え等の円滑化に関する法律関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1	マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号)第 163 条の 59 第 1 項の規定による許可の申請に対する審査	省略		1	マンション建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号)第 105 条第 1 項の規定による許可の申請に対する審査	省略	
別表第 13～別表第 15 省略				別表第 13～別表第 15 省略			